

主な屋外保管事業場変更届出書 添付書類一覧

- **正本1部、副本1部の計2部**を作成し、提出してください(副本は、全てコピーでも結構です)。
 - 変更届出書は郵送でも受け付けますが、必ず副本返却用の**封筒(切手を貼付)**を同封してください。

※1 新任の役員の分のみ必要です。

※2 本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載にあるもの、マイナンバーの記載がないものを添付してください

※3 住民票の写し、履歴事項全部証明書（法人の登記簿の謄本）は、全て発行後3か月以内のものを添付してください。窓口での提示で原本照合できれば正本・副本ともコピーで結構です。

◎変更届出書の提出及びお問合せ先

さいたま市 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課 審査係

住所 : 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館B1階
電話 : 048-829-1608

※受付時間：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の12月29日から1月3日を除く）
午前8時30分から午後5時

◎新しい許可証の交付

変更事項に、**住所(所在地)**、**氏名(名称)**、**法人の組織**、**法人の代表者**のいずれかがある場合、許可証の記載事項が書き換わるため、新しい許可証が交付されます。

○窓口での受取り

受取りに来庁される方の認印をお持ちください。なお、新しい許可証と交換になりますので、来庁の際に持参してください。

○郵送希望

許可証は、簡易書留で送付しますので、490円(重量分料金140円+簡易書留分料金350円)の切手を貼付したA4サイズの封筒を持参(同封)してください。

また、変更届出書を郵送で提出する場合、副本返却用の封筒が必要ですが、副本の返却が新しい許可証交付後でよろしければ、封筒は1通で結構です（「副本と許可証の同時送付」等と記載したメモ等を入れてください）。ただし、「**副本+許可証**」の重量分料金（事前に計量してください）に簡易書留分料金を加えた切手を貼付してください。

※ 現在さいたま市長の許可証を有している場合は、新しい許可証が到着後、現在の許可証を速やかに返却(郵送でも可)してください。

◎副本の送付

副本は、普通郵便（重量分料金）の切手が貼付してあれば結構です。特殊郵便（速達、簡易書留等）で送付して欲しい場合は、その旨を副本返却用の封筒に記載してください。何も記載がなければ、切手が重量分料金より多い場合でも普通郵便で送りますので、ご承知おきください。